

# 大東市コミュニティバス車両広告の掲載等に関する要綱

平成20年6月23日

要綱第59号

## (目的)

第1条 この要綱は、大東市コミュニティバス車両広告(以下「バス広告」という。)の掲載等に関する取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## (掲載等の内容)

第2条 次の各号のいずれかに該当するバス広告は、コミュニティバスに掲載等しない。

- (1) 法令に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序または善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (4) 公共性または公益性を損なうおそれのあるもの
- (5) 児童または青少年の育成に悪影響を与えるおそれのあるもの
- (6) 政治、宗教または思想に関する主張、批判等を内容とするもの
- (7) 誹謗または中傷を内容とするもの
- (8) 虚偽または誇大な表現を用いているもの
- (9) 社会問題についての意見広告その他主義主張の宣伝に関するものまたは名刺広告その他個人の宣伝に関するもの
- (10) 公職の候補者(当該候補者となろうとする者および公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者を含む。)または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを内容とするもの
- (11) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長がコミュニティバスに掲載等をするのが適当でないとするもの

## (事業者等の範囲)

第3条 市長は、バス広告を行う業種または事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、バス広告の掲載等をしない。

- (1) 法令に違反しているもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するものまたはこれに類するもの
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第154号）による再生または更生手続中のもの
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (6) 本市に納付すべき市民税、固定資産税または都市計画税に滞納（広告掲載等をしようとする前年度分に限る。）のあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がバス広告の掲載等を行うことが適当でないと認めるもの

（広告の取扱業者）

第4条 市長は、コミュニティバスの運行に関する事業の委託を受けたもの（以下「バス運行業者」という。）またはバス運行業者と契約を締結した広告代理業を営むもの（以下「広告取扱業者」という。）に取り扱わせるものとする。

（掲載等の申込み）

第5条 バス広告に掲載等をしようとする者は、市長に対しバス広告掲載申込書（様式第1号）によりバス運行業者または広告取扱業者を経由して、市長に申込みをしなければならない。

（掲載等の決定）

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査した上で、掲載等の可否を決定し、その旨をバス広告掲載決定通知書（様式第2号）によりバス運行業者または広告取扱業者を経由して、当該申込みを行った者に通知するものとする。

（掲載等の規格）

第7条 掲載等の規格は、別表第1に掲げるものとする。

（広告掲載等料金）

第 8 条 広告主は、別表第 2 に規定する広告掲載等料金をバス運行業者に支払うものとする。この場合において、広告掲載等料金のほかに発生する費用については、広告主の負担とする。

2 前項の広告掲載等料金は、広告掲載前にバス運行業者に支払うものとし、バス運行業者から請求のあった日から 10 日以内に支払わなければならない。

( 掲載等の取消し )

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中にかかわらず、広告主または広告取扱業者に通知することなく広告の掲載等を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載等料金の納付がなかったとき。

(2) 法令に違反し、もしくは抵触するおそれがあるとき、またはこの要綱に違反するとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長がバス広告の掲載等に支障があると認めるとき。

( 広告主の責任等 )

第 10 条 バス広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 バス広告の原稿作成に要する費用は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告掲載等の権利を他に譲渡することができない。

( 補則 )

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、バス広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この要綱に規定する申込み、決定その他事業の実施に関する事前手続に係る行為については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1 ( 第 7 条関係 )

掲載等規格表

媒体名	規格	取扱基準	広告物の材質
中吊りポスター	B 3 用紙 36.4cm × 51.5cm	1 両に 8 枚の掲出 が可能	鉄道のポスター と同様のもの
車内天井吊り	タテ ヨコ 10cm × 35cm	1 両に 4 枚までの 掲出が可能	厚さ 1 mm の塩化 ビニール素材
大型天井吊り	タテ ヨコ 15cm × 50cm	1 両に 1 枚の掲出	厚さ 1 mm の塩化 ビニール素材
後部ウインドウ ステッカー	タテ ヨコ 18cm × 100cm	1 両に 1 枚の掲出	
窓貼り内向きス テッカー	タテ ヨコ 15cm × 50cm	1 両に 1 枚の掲出	軟質透明フィル ム
窓貼り外向きス テッカー	タテ ヨコ 20cm × 50cm	1 両に 5 枚の掲出	軟質フィルム
B 3 車内額面	B 3 用紙 36.4cm × 51.5cm	1 両に 8 枚の掲出	厚さ 1 mm の塩化 ビニール素材に 裏面へ印刷
外側板	タテ ヨコ 45cm × 200cm	ボディ右側に 1 枚掲出	厚さ 1 mm の鉄板
帯後板	タテ ヨコ 30cm × 120cm	1 両後に 1 枚の掲 出	厚さ 1 mm の鉄板 またはアルミ板
停留所副称		片道 1 運行につ き 1 回放送	音声合成

## 別表第 2 ( 第 8 条関係 )

広告掲載等料金表

媒体名	期間	金額
中吊りポスター	7 日	1 車 1 枚 6 0 0 円
車内天井吊り	1 か月	1 枚 4 0 0 円
大型天井吊り	1 か月	1 枚 6 0 0 円
後部ウインドウステッカー	1 か月	1 枚 1 , 5 0 0 円
窓貼り内向きステッカー	1 か月	1 枚 4 0 0 円
窓貼り外向きステッカー	1 か月	1 車 1 , 7 2 0 円
B 3 車内額面	1 か月	1 枚 5 0 0 円
外側板	1 か月	1 枚 5 , 8 0 0 円
帯後板	1 か月	1 枚 3 , 1 0 0 円
停留所副称	1 2 か月	特定料金

バス広告掲載申込書

年 月 日

大東市長 様

（申込者）住所

氏名

電話

大東市コミュニティバス車両広告の掲載等に関する要綱第5条の規定により、下記のとおりバス広告の掲載等を申し込みます。

記

バス広告の表題	
バス広告掲載等 内容および図案	別紙のとおり
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
掲載希望箇所	
規 格	

法人その他の団体にあつては、主たる事業所等の所在地、名称および代表者の氏名を記入してください。

法人および代表者ともに大東市税の滞納があれば掲載等はありません。

様式第2号（第6条関係）

バス広告掲載決定通知書

年 月 日

様

大東市長

広告バス広告の掲載等に係る申込みについては、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定の内容	・ 掲載する ・ 掲載しない （理由）
-------	---------------------------

（以下掲載する場合）

バス広告の表題	
バス広告掲載等 内容および図案	別紙のとおり
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
掲載等希望箇所	
規 格	
条 件	

